

室町幕府の「御料所」納銭方支配

田 中 淳 子

【要約】 室町幕府の納銭方は、納銭（酒屋・土倉等諸商売役銭）の徴収・収納を行う幕府機関、あるいはその請負機関とされてきたが、「御料所」と表現される場合は、納銭そのものないしはその賦課対象としての酒屋・土倉を指していたと考えられる。

幕府は当初、山徒の有力土倉からなる既存の組織を「土倉方一衆」として納銭徴収に利用していたが、嘉吉の土一揆以降納銭収入が減少すると、政所奉行人による直接把握とし、さらにその後は数名の「納銭衆」（納銭方一衆）を個別に補任して、彼等のみ納銭徴収権とそれに伴う得分権を認めることとした。以後それは特権的な地位となり、幕府はそれを改替することによって減少しつつある納銭収入の維持につとめたのであった。

月々の納銭は將軍家の日常的経費や政所年中行事要脚にあてられ、將軍家の衣食にあてる直轄所領とともに、將軍家・政所の日常的運営に不可欠な経費を支える財源であったからこそ、納銭方も「御料所」と認識された。そして「幕府―守護体制」が変質する十五世紀半ば以降、臨時課役の賦課など、直轄財源としての納銭方支配も強化されるのである。

史林 八四卷五号 二〇〇一年九月

はじめに

次に示すのは、室町幕府の終焉も近い天文二二年（一五五二）の幕府奉行人奉書案である。

〔史料1〕

納錢方事、為「嚴重御料所」之上者、如「先々」对「正実大藏卿掟運」、可「致」其沙汰、更不「可」有「遲怠」之由、所「被」仰出「之状如」件

三月廿八日

晴長
堯連

上下京酒屋中^①

これは見ての通り、上京・下京の酒屋に対して、「納錢方の事は、嚴重の御料所であるので、先々のように正実大藏卿掟運に対して、遅怠なきよう役錢を納めよ」と命じたものである。奉書が出された背景等は後に説明するとして、ここで注目したいのは、納錢方（のうせんかた）、または、なっせんかた^②が「御料所」とされていることである。

室町幕府は明徳四年（二三九三）、洛中洛外の酒屋・土倉に対して、「政所方年中行事要脚」の内として年間六〇〇〇貫文の賦課を定めた（以下、この規定を明徳四年令とする^③）。この酒屋・土倉役は、幕府経済構造において重要な位置を占めるものとされるが、通説的にはその収納・管理に携わる幕府機関と考えられているのが、納錢方である。

室町幕府の最盛期と言われる一五世紀前半の経済構造において、朝廷・幕府行事や天皇・將軍御所および大寺社の修造など臨時・巨額の費用は、その都度臨時課役によつて調達されていた。朝廷関係の儀式や内裏・大寺社修造など、いわゆる国家的行事に必要な費用は、段錢・棟別錢・地口錢を賦課し、また將軍御所の造営や將軍（後継者）元服などの將軍家行事には、守護に対して一國数百貫宛の賦課がなされた（守護出錢^④）のであった。

これに対して、將軍家の日常的経費や政所年中行事費用など、いわば経常費用の財源とされていたのが、直轄領である御料所や酒屋・土倉役である。また今谷明氏は、献錢・官錢・借錢などの形で五山禪院からもたらされる収入に注目し、嘉吉の土一揆以降の酒屋・土倉役の退転を補填するものとしてそれを位置づけるとともに、幕府財政は不斷に五山禪院経

済に依存していたのである、と述べている。^④この他にも幕府には、公武諸家や寺社から恒例・臨時に様々な名目で礼銭・礼物が進納され、年間を通じるとそれが巨額にのぼっていたことなども指摘されている。^⑤

このような幕府の恒常的財源を考える際、これまでの研究史においては、狭小さや散在性が指摘される御料所よりも、年間六〇〇貫文と規定される酒屋・土倉役の方が高く評価され、後述するように、その徴収・管理方法などについても検討されてきた。けれども、酒屋・土倉役と深い関わりのある納錢方についてみると、それは冒頭の史料に示したように、幕府の「御料所」の対象となりうるものであり、これまでのように酒屋・土倉役の収納・管理機関と理解するのは不自然な点も残る。

「御料所」の中に所領所職以外を対象としたもの、例えば白布棚公事といった商業課税に類するものや、通行税である関銭などが含まれていたことは、よく知られている。^⑥史料1にみられる納錢方も、そのようないわば「非所領型」の御料所の一つとみることができ、それでは、その「御料所」の対象としての納錢方とはいったい何を指すのであろうか。納錢方という語の実際の用例に基づいて、再考の余地があると考ええる。そしてその上で、「御料所」である納錢方を幕府はどのように支配したのか、また納錢方は「御料所」として幕府の経済構造にどのように位置づけられるのか、明らかにする必要がある。本稿ではこのような点から室町幕府による納錢方支配について検討し、これまであまり積極的な評価をされてこなかった幕府直轄財源としての「御料所」について、納錢方を含めた上で、改めて幕府経済構造におけるその意義について考察してみたい。^⑦

① 『嵯川家文書』六三九（番号は「大日本古文書」による。以下同じ）。この文書が天文二年のものであることは、正実に対して納錢方の執沙汰を認めた天文二年三月二十八日付の幕府奉行人奉書案とともに、この奉書案が記されていること分かる。

② 「室町幕府追加法」一四六一・一五〇（番号は「中世法制史料集」第

二巻・室町幕府法による。以下同じ）。

③ 室町幕府の経済構造については、杉山博「室町幕府」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本歴史講座』三、東京大学出版会、一九五六年）、桑山浩然「室町幕府経済の構造」（永原慶二編『日本経済史大系』二・中世所収、東京大学出版会、一九六五年、以下桑山①論文と

する)参照。また田中浩司「年中行事からみた室町幕府の経済について——十五世紀後半以降を中心に——」(『中央史学』二二、一九九八年)では、幕府経済に関する研究史を整理している。

④ 「室町幕府の財政と荘園政策」(『室町幕府解体過程の研究』五九頁、岩波書店、一九八五年、初出は一九七五年)。

⑤ 百瀬今朝雄「中世史研究解説」二室町時代(旧岩波講座「日本歴

史」中世四・二九五頁、岩波書店、一九六三年)など。

⑥ 前掲桑山①論文一九二頁など。

⑦ 以下本稿では、所領以外のものも含めて室町幕府の「御料所」全体を指す場合には「」付きで表記し、個々の直轄所領を指す場合は単に、御料所、として区別しておく。

第一章 「御料所」としての納銭方の意味

納銭方が何かを考えるにあたり、まずはその研究史を整理しておく。納銭方に早くに注目したのは、幕府課役の賦課対象となる酒屋・土倉に対する統制を論じた小野晃嗣氏である。小野氏は、室町幕府の収入・支出にあたる職が、現納を扱うものと金納を扱うものと分離したと考え、政所執事代の管轄下でそれぞれにあたったのが倉奉行と納銭方であるとした。そして倉奉行が幕府領たる諸荘園よりの貢納を管理し、納銭方は酒屋・土倉の管理統制機関として、酒屋・土倉の役銭の収納、その金庫の保管、幕府の必要に際して支出の任等にあたったとしている。

小野氏のこの説は、『武家名目抄』の記述をもとにしたものであったが、幕府の収支機構を、現納を扱う倉奉行と金納を扱う納銭方とに分離させて理解することは、実態に即したものではなかった。そこで桑山氏は、倉奉行(公方御倉)が現納だけでなく、酒屋・土倉役等の役銭を含む幕府財産を管理していたことを指摘した上で、改めて納銭方・公方御倉について検討した^②。そして、納銭方は御倉への酒屋・土倉役の収納請負機関であって、純然たる幕府機関ではなく、土倉・酒屋の機能が分化・発展して幕府と特殊な関係を結ぶようになったものであるとした。

しかし桑山氏の論考では、納銭方と納銭方一衆とが区別されておらず、一衆による請負を示す史料を根拠として、納銭方を酒屋・土倉役の収納請負機関としたことに問題があった。その後の五味文彦氏や寺嶋雅子氏は、納銭方とは土倉・酒

屋以下諸商売公役の収納にあたる幕府機関で、政所執事代の管轄下にあり、その下で納銭方一衆が酒屋・土倉役の徴収にあたった、としている。また下坂守氏^⑤は、納銭の収納・支払事例の検討から、納銭方を諸商売役銭を管理・運営する機関としている。

このように納銭方とは、小野氏以来、修正を受けつつも基本的には、酒屋・土倉役の収納・管理に携わる幕府機関と考えられてきたのであった。ところで、納銭方の「納銭」とは何であるのかについても、確認しておく必要があるであろう。これは五味氏や下坂氏が述べているように、酒屋・土倉の役銭のみならず、その他の諸商売役銭をも含めた、幕府に納入される役銭の総称であり、『武政規範』にいう「土蔵酒屋以下諸商売公役」^⑥のことである。役銭を納銭方に付された諸商売とは、土倉・酒屋の他に味噌屋・日銭屋があり、戦国期には請酒・請味噌も対象となっていたようである。また徳政分一銭や關所となった酒屋・土倉の納物は納銭方に付すこととされた。^⑦このように納銭とは、幕府に納められる金銭を漠然と指すのではなく、土倉・酒屋以下諸商売役銭等に特定されるものであり、段銭・棟別銭や国役等と同じく、一つの財源としての名称であった。

表1 「納銭」・「納銭方」の用例

No	年月日	用例	出典
1	至徳一・七・四	東寺荒垣以下要脚伍貫文事、以納銭内、可渡寺家雜掌之狀如件	東寺百合文書
2	応永三四・四・二〇	一 酒屋土倉關所事、若有如此關所者、可被付納銭方焉	追加法一八〇・一九八
3	永享二・一〇・二〇	大館上総入道於納銭方借用分四千參百五拾貫文事	御前落居三
4	永享三・一二・二七	仍被尋下評定衆、同洛中沙汰來例、納銭方一衆等訖	御前落居四九
5	嘉吉一・閏九	仍諸土倉賣物等賣取之間、納銭忽停止	基恒
6	嘉吉二・二	洛中洛外酒屋、政所寄人分手罷向注之、去年徳政以來納銭方減少之間如此	基恒
7	文安四・三・二一	納銭方会所、就被定置河村民部丞、諸酒屋一字別三十疋相懸之	基恒
8	文安六・六・二六	洛中洛外、号日銭屋隱取賣物之間、以寄人分賣物員數注之、彼本錢十分一被付納銭方	基恒
9	宝徳三・四・二五	為内談一献料二千疋自納銭方下行	參考資料一六一
10	享徳三・一〇	洛中洛外諸納銭方事、早□下知狀、於收納分者、可致執沙汰 於諸借銭者、以十分一被付納銭方	基恒

室町幕府の「御料所」納錢方支配（田中）

64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39		
天文八・一一・二八	天文二二・三・二八	天文二二・二・二九	天文九・七・九	天文九・五・八	天文九・四・二二八	天文九・四・二二五	天文九・三・二二二	天文九・二・二一八	天文九・二・二二	天文八・一一・五	天文八・一一・二二	天文八・一一・三〇	天文八・一一・三〇	天文八・一一・二九	天文八・一一・二七	天文八・一一・二六	天文八・一一・八	天文八・一〇・七	天文八・六・三〇	天文七・一一・六	天文七・一一・五	天文七・一一・二	天文三・一一・七	大永一・八・三〇	永正二・四	文龜二・八・七	
納錢方請之本知十分一之事	納錢方事、為殿重御料所之上者、如先々對正実大藏御捷運、可致其沙汰	納錢方事、今度玉泉宗永雖歎申之、云由緒、云忠節、旁於彼訴訟者不能許容上者……	納錢方事、為殿重御料所之上者、如先々對正実大藏御捷運、可致其沙汰	納錢方事、今度玉泉宗永雖歎申之、云由緒、云忠節、旁於彼訴訟者不能許容上者……	納錢方事、為殿重御料所之上者、如先々對正実大藏御捷運、可致其沙汰	然者執事代を被召候て政所へ申談、納錢方にて借用候て可被參哉旨可有御談合事可然歎度々以參委細令申候納錢方事、于今一途不被仰出候而、外聞実儀迷惑存候	納錢方事、為殿重御料所之上者、如先々對正実大藏御捷運、可致其沙汰	納錢方事、今度玉泉宗永雖歎申之、云由緒、云忠節、旁於彼訴訟者不能許容上者……	納錢方事、為殿重御料所之上者、如先々對正実大藏御捷運、可致其沙汰	納錢方事、今度玉泉宗永雖歎申之、云由緒、云忠節、旁於彼訴訟者不能許容上者……	納錢方事、為殿重御料所之上者、如先々對正実大藏御捷運、可致其沙汰	納錢方事、今度玉泉宗永雖歎申之、云由緒、云忠節、旁於彼訴訟者不能許容上者……	納錢方事、為殿重御料所之上者、如先々對正実大藏御捷運、可致其沙汰	納錢方事、今度玉泉宗永雖歎申之、云由緒、云忠節、旁於彼訴訟者不能許容上者……	納錢方事、為殿重御料所之上者、如先々對正実大藏御捷運、可致其沙汰	納錢方事、今度玉泉宗永雖歎申之、云由緒、云忠節、旁於彼訴訟者不能許容上者……	納錢方事、為殿重御料所之上者、如先々對正実大藏御捷運、可致其沙汰	納錢方事、今度玉泉宗永雖歎申之、云由緒、云忠節、旁於彼訴訟者不能許容上者……	納錢方事、為殿重御料所之上者、如先々對正実大藏御捷運、可致其沙汰	納錢方事、今度玉泉宗永雖歎申之、云由緒、云忠節、旁於彼訴訟者不能許容上者……	納錢方事、為殿重御料所之上者、如先々對正実大藏御捷運、可致其沙汰	納錢方事、今度玉泉宗永雖歎申之、云由緒、云忠節、旁於彼訴訟者不能許容上者……	納錢方事、為殿重御料所之上者、如先々對正実大藏御捷運、可致其沙汰	納錢方事、今度玉泉宗永雖歎申之、云由緒、云忠節、旁於彼訴訟者不能許容上者……	納錢方事、為殿重御料所之上者、如先々對正実大藏御捷運、可致其沙汰	納錢方事、今度玉泉宗永雖歎申之、云由緒、云忠節、旁於彼訴訟者不能許容上者……	納錢方事、為殿重御料所之上者、如先々對正実大藏御捷運、可致其沙汰
建熙神社文書	蠅川家六三七	蠅川家六三九	常興	常興	常興	常興	常興	常興	常興	常興	常興	常興	常興	常興	常興	常興	常興	常興	常興	常興	常興	常興	常興	常興	常興	常興	
追加法三二八	後法興院記	蠅川家三七七	親孝	蠅川家五二二	親俊	親俊	親俊	親俊	親俊	親俊	親俊	親俊	親俊	親俊	親俊	親俊	親俊	親俊	親俊	親俊	親俊	親俊	親俊	親俊	親俊	親俊	

65	年月日未詳	納銭方 北少路猪熊南西類 馬場 壹貫五百文 ：中路 以上貳貫拾七貫七百文 納銭方事、今分候者如何候哉 就御直垂要脚無沙汰之儀、納銭衆兩人召仰之、可申付之由、蒙仰候間…… 納銭下行事、可為如何候哉、兩人申状先日進覽候、八千正分可致進納之旨申候 御憑方御倉事、玉泉に被仰付候儀、一向不存知候、納銭方御倉も此方目申付候儀 □(納) 銭加増下行分注文 今度就納銭方之儀、椿阿被相副之候由、被仰出候 於納銭者執事被官横川彦次郎、請酒屋并諸土倉令納下之、下書斗对州沙汰候□ 就御神事御神馬之儀、以納銭方可被相助之由候間、玉泉坊へ被申出候 天下御祈禱事候間、以納銭方可申付候覚悟候 さんりの御料所のうちに候ほとに、なうせん方にはか、はり候はて…… なうせん方御めんほうしよを給候て、公方役をつかまつり候はぬとて…… 朝役の事は、なうせん方にはり候て、さたしつたると存候	蛭川家三〇五
66	年未詳・八		蛭川家三一
67	年未詳・二・二		蛭川家三三
68	年未詳・二・五		蛭川家三三三
69	年未詳・七・三〇		蛭川家三六一
70	年月日未詳		蛭川家三九三
71	年未詳・一〇・二四		蛭川家五四
72	年月日未詳		室町幕府諸奉行次第
73	年未詳・九・一三		八坂神社文書二二三
74	年未詳・五・七		八坂神社文書三二〇
75	年月日未詳		広橋家記録

出典は次の通り略記した。

- 追加法Ⅱ『中世法制史料集』第二卷室町幕府法に所収の追加法の番号
 参考資料Ⅱ『中世法制史料集』第二卷室町幕府法に所収の参考資料の番号
 御前落居Ⅱ『室町幕府引付史料集成』上に所収の「御前落居奉書」の番号
 蛭川家Ⅱ『大日本古文書』の「蛭川家文書」の番号
 將軍宣下記Ⅱ『延徳二年將軍宣下記』(『続群書類従』巻第六五七・武家部三)
 八坂神社文書Ⅱ『増補八坂神社文書』(臨川書店刊)の番号
 基恒Ⅱ齊藤基恒日記 藤原軒Ⅱ藤原軒日記 親元Ⅱ蛭川親元日記
 親孝Ⅱ蛭川親孝日記 親俊Ⅱ蛭川親俊日記 常興Ⅱ大館常興日記
 なお、以下の史料は次の刊本によった。
 64Ⅱ奥野高広『織田信長文書の研究』に所収する文書の四二三号
 75Ⅱ『大日本史料』第7編—1・明徳四年雜載

以上の点を確認した上で、納銭あるいは納銭方という語の用例を拾ってみると、表1のように七〇余例が管見に入った。この内、例えば「納銭方に付す」(表1—2・7・10・11)、「納銭方を存知する」(表1—11)、「納銭方より下行」(表1—13・15)、「納銭方に仰せ付ける(仰せ合はす)」(表1—16・54)等の用例は、一見、幕府機関としての納銭方の存在をうか

がわされる。しかし、「納銭方減少」（表1—6）、「納銭方を以て下行」（表1—17）、「納銭方の内を以て調進する」・「納銭方餘慶」（表1—42）、「納銭方の内にて下行」（表1—56）といった用例は、納銭方を幕府機関と考えるよりも、収納された役銭としての納銭そのものの意味で解釈したほうがよさそうである。このように、史料上の用例には、納銭方を幕府機関と考えることが、必ずしも適當ではないものが少なからずある。

それでは、納銭方とはいったい何を指すのであろうか。これについては、幕府の「折紙方」について検討した桜井英治氏の、次のような見解が参考になる。^⑩

「折紙方」とは特定の御倉ではなく、「折紙方奉行」を経由する出納ルート、もしくは折紙銭という財源そのものをさしている。とみるべきではないだろうか。…中略…同じことはじつは「納銭方」についてもいえるのであり、「折紙方」と対になってあらわれるばあいには、機関というよりも出納ルートもしくは財源の意で用いられていると考えたほうがよいだろう。

桜井氏は、折紙方と対になってあらわれる場合としているが、上述の用例をみると、そのように限定する必要はなさそうである。そしてこれと同様な見解を、実は下坂氏も示していたのであった。氏は、納銭方を諸商売役銭の管理・運営機関としながらも、はじめからそのための特別な成員が配置されていたのではなく、政所の一機能として行われていたとし、「その意味では納銭方は、段銭などと同じく幕府内における一つの収納——支払いといった銭貨の流れを指すといつても過言ではないと思う^⑪」と述べている。

これらの見解を参考にするならば、納銭方とは、酒屋・土倉等諸商売役銭⇨納銭の出納ルート、あるいは幕府財源の一つとしての納銭、と理解することができよう。表1—32は、北野社の仮殿遷宮に伴う社頭清祓の要脚について、その出所が問題となったものであり、納銭方という語がまさに一つの幕府財源として用いられている例である。納銭方に付す・納銭方より下行・納銭方を以て下行、などをはじめとする多くの例は、出納ルート・幕府財源という意味を当てることに問題はないと思われる。

ただしそれとは少し異なる用例もある。例えば表1—65は、明応頃のものと考えられる酒屋・土倉の注文であるが、「納銭方」として北小路猪熊南西頼の馬場以下二二件の在所が書き上げられ、続いて「土倉」として木下南西頼の中村以下一二件、「下京酒屋」として五条坊門室町東南頼の沢村彦次郎以下二三件、「土倉」として五条坊門西洞院南西頼の中興以下五件があげられている。この様式からすると、はじめの馬場以下二二件は、「上京酒屋」と考えられ、この注文は、納銭の賦課対象である酒屋・土倉を、上京・下京、酒屋・土倉の別に記したものとみられる。したがってここでは、納銭の賦課対象である酒屋・土倉そのものが、「納銭方」として書き上げられているのである。同様の注文と考えられる「納銭在所付」・「納銭方在所付」（表1—44・47）の他、「洛中洛外諸納銭方」（表1—8）、「納銭方へ相懸く」（表1—43）、「納銭方上下京地下人廿人」（表1—52）といった用例も、同じく納銭の賦課対象となる酒屋・土倉を指すものと理解できよう。このように納銭方とは、一つの幕府財源としての納銭、あるいは納銭の出納ルートを指す語であるとともに、納銭の賦課対象である酒屋・土倉を指すこともあった。冒頭にあげた史料1で「御料所」とされている納銭方も、納銭そのもの、またはその賦課対象となる酒屋・土倉を指すものとして解釈することができよう。室町幕府の「御料所」を、形態に関わらず幕府の直轄支配の対象として定期的に幕府に収益をもたらすもの、とするならば、納銭が賦課される酒屋・土倉を指す納銭方は、明確な支配対象を持つ一つの「御料所」に違いなかった。永享二年（一四三〇）には「大方殿御料所等事」として、「地下土蔵別女中方へ被_レ召分一万千餘貫」が問題とされており、明応頃には「洛中洛外酒屋土倉并味噌屋等役銭」や洛中の「酒屋土倉」が「嚴重御料所」とされている。^①一五世紀末には納銭そのもの、ないしはその賦課対象となる酒屋・土倉を「御料所」とする認識があつたことが明らかであるが、それに近い認識は一五世紀半ばから存在していたのである。

① 「室町幕府の酒屋統制」（『日本産業発達史の研究』所収、法政大学出版局、一九八一年。初出は一九三二年）。以下の小野氏の所説はこ

の論考によっている。

② 「室町幕府経済機構の一考察——納銭方・公方御倉の機能と成立

- （『史学雑誌』七三—九、一九六四年、以下桑山②論文とする）。
- ③ 「管領制と大名制—その転換」（『神戸大学文学部紀要』四、一九七四年）。以下の五味氏の所説はこの論考によっている。
- ④ 「薩原軒御倉について」（『中央大学大学院研究年報』七、一九七七年）。
- ⑤ 「中世土倉論」（『日本史研究会史料研究部会編『中世日本の歴史像』、創元社、一九七八年）。以下の下坂氏の所説はこの論考によっている。
- ⑥ 「武政規範」政所沙汰篇の第一条目事に、「諸国料所年貢、土蔵酒屋以下諸商売公役等、悉為政所之沙汰者也」とある。

- ⑦ 「斉藤基恒日記」文安六年四月二日条。

- ⑧ 「室町幕府追加法」三五〇・三七八・三七九。
- ⑨ 「斉藤基恒日記」享徳三年一〇月条・康正元年一二月条、「室町幕府追加法」一八〇・一九八。
- ⑩ 「折紙銭と十五世紀の贈与経済」（『勝俣鎮夫編『中世人の生活世界』所収、一三三頁、山川出版社、一九九六年）。
- ⑪ 下坂前掲論文二四六頁。
- ⑫ 「満濟准后日記」永享二年一〇月四日条。
- ⑬ 「幕府室町亭火災記」・「幕府奉行人奉書」（『嵯川家文書』八八・三三八）。

第二章 納銭徴収方法の変遷

第一節 「土倉方一衆」への納銭徴収の委任

前章では納銭方が酒屋・土倉支配のための幕府機関ではなく、納銭そのものや、その賦課対象となる酒屋・土倉を指すことを明らかにしたが、それではその納銭方を幕府はどのように支配したのか。納銭徴収方法に注目して検討していきたい。

幕府の課役としての納銭の徴収方法について、先行研究では次のようなことが明らかにされている。まず納銭の徴収は「納銭方一衆」によって行われたが、その構成員としては、正実・玉泉・定光・定泉・禅住といった有力土倉と、中村・沢村・野洲井・河村・中西といった俗人の酒屋が確認され、正実等の有力土倉は公方御倉でもあった。中村等は公方御倉ではなかったが、一五世紀末の延徳・明応頃から納銭徴収を行い、幕府に定額の進納を請け負っていた。酒屋・土倉の中

に「納錢方一衆」を通さず直接政所に役錢を納める「直進」のものがあり、納錢の徴収には納錢方による請負と直進との二つのルートが存在したことも指摘されている。^①

このように通説的には、幕府の納錢徴収は「納錢方一衆」によって行われたとされるが、下坂氏は納錢徴収方法の変化について、嘉吉二年（一四四二）六月以前は「土倉方一衆」、以後政所公人が納錢の徴収にあたり、康正頃からは正実等山徒の土倉が山門公人を使役して徴収、応仁の乱後は請負人を指名するようになった、とみている。ここでは嘉吉以前の納錢徴収者が、「納錢方一衆」ではなく「土倉方一衆」とされているのである。

納錢の徴収が「納錢方一衆」あるいは「土倉方一衆」によって行われたというのは、明德四年令において、課役に応じようとする所々に対して、「任_レ法為_二衆中_一可_レ致_二其沙汰_一」とあることによる。酒屋・土倉役の徴収にあつたこの「衆中」を、桑山氏等は「納錢方一衆」とし、下坂氏は「土倉方一衆」と考えたのであつた。「納錢方一衆」・「土倉方一衆」ともにそれぞれの構成員の全貌を示す史料は知られていないが、公方御倉でもあつた禅住・正実・定光等が「納錢方一衆」であつたことは、史料上に明らかである（表1―20等）。そのため両者の関係については下坂氏が、「土倉方一衆」の代表からなるのが「納錢方一衆」であり、「土倉方一衆」は幕府が略的に作り上げた実態の乏しい組織だとした。また脇田晴子氏は、「土倉方一衆」を「納錢方一衆」の下部組織とみている。^④

法令中の「衆中」が何であるかを考えるに際し、関わりのある事例を集めると表2のようなものがあげられる。これを見ると応仁・文明の乱以前には、土倉質物の質流期限や利平など土倉の営業に関する法規の諸土倉への伝達（表2―3・9）や、將軍義教の兵庫下向および兵庫島修理費用の負担（表2―6・10）が「土倉方一衆」に命じられるなど、幕府の土倉支配がこの「土倉方一衆」を通じて行われていたことが分かる。そしてこの「土倉方一衆」が納錢方にも関わっていたことは、大館上総入道の納錢方における借用分につき勘定を命じられている例に明らかである（表2―1）。

一方で「納錢方一衆」の用例は一五世紀前半には少なく（表2では5のみ）、正実等についても後には「納錢方一衆」と

表2 「納銭方一衆」・「土倉方一衆」・「衆中」の用例

No	年月日	用 例	出 典
1	永享2・10・20	大館上総入道の納銭方での借用分につき「一衆中」に勘定を命じる	御前落居奉書3
2	永享3・10・8	松梅院禅能知行分所領の下地を光聚院雑掌に渡すよう「土倉方一衆中」に命じる	御前落居奉書57
3	永享3・10・17	土倉質物の質流期限につき諸土倉に触れるよう「土倉方一衆中」に命じる	追加法203
4	永享3・12・26	実城を「衆中」に召し加える旨を「土倉方一衆中」に伝える	御前落居奉書73
5	永享3・12・27	土倉本主と倉預の相論につき先例を「納銭方一衆」に尋ねる	御前落居記録49
6	永享6・2・22	兵庫の事につき「一衆中（土蔵方）」に仰せ付けるべきか検討	滴濟
7	嘉吉1・9・10	土一揆蜂起により「土蔵一衆」、管領に1000貫の賄賂を贈る	建内記
8	嘉吉2・2	納銭方減少により「一衆中」を除き洛中洛外酒屋に政所公人を以て触れる	基恒
9	長祿3・11・2	利平につき「衆中」として定め、諸土倉に触れるよう「一衆中」に命じる	追加法261
10	寛正5・6・2	兵庫島修理につき「倉方」に仰せ付ける	蔭涼軒
11	寛正6・12・30	「納銭方御倉」、正実を改め禅住・定光・定泉等に仰せ付ける	親基
12	文明6・7・4	定泉、「納銭方衆中」に召し加えられるよう清貞秀に依頼する	蜷川家72
13	文明6・10・6	定泉、「酒屋土倉納銭方衆中」に召し加えられる	蜷川家72
14	文明17・6・28	定光、「政所納銭一衆」に召し加えられる	親元
15	延徳2・9・21	以前の「一衆」中村・沢村の狼藉ならびに引違分につき義材より指示	蜷川家275
16	明応5?・2・2	直垂要脚無沙汰の儀につき「納銭衆兩人」を召し申し付ける	蜷川家332

出典については、表1と同様に略記した。

しての明証があるものの、この段階では特定の者を指して「納銭方一衆」と呼んだ例はみられない。土倉本主と倉預との相論について「納銭方一衆」に尋ねられているところをみると（表2-5）、一五世紀前半においては、「納銭方一衆」と「土倉方一衆」が区別されていたとは考えにくく、両者は同じものを指していたと思われる。「土倉方一衆」が納銭方にも関わったことから、「納銭方一衆」と呼ばれることもあったのであろう。この段階では「納銭方一衆」を「土倉方一衆」の代表とみたり、「土倉方一衆」を「納銭方一衆」の下部組織とみるのは妥当ではなく、また「土倉方一衆」は決して下坂氏が言うように、実態の乏しい組織でもなかったのである。以下本稿では、一五世紀前半に幕府の納銭徴収に関わった有力土倉の組織を便宜上、土倉方一衆と称することで統一しておきたい。

それでは、この土倉方一衆とはどのような集団であったのか。これについては、鎌倉末期より山門配下の有力土倉による連帯組織が存在し、幕府は酒屋・土倉役を賦課するにあたって、山門の反対を抑えるために、そのような組織をそのまま納銭の徴収に利用したと言われている^⑤。そしてそれとの非常に深い関わりを指摘されているのが、応永元年（一三九四）に將軍義満の日吉社参のために屏風を賦課された一二名の「在京衆」である^⑥。彼等は在京の山徒の有力土倉であり、その中には正実や禅住といった、後に公方御倉となつてゐる者も含まれてゐる。おそらくこの「在京衆」は、洛中洛外で酒屋・土倉などを営む日吉神人から日吉小五月会の馬上役を徴収する「日吉小五月会左方馬上合力一衆」（以下、馬上一衆とする）であろう。

近年公開された『八瀬童子会文書』^⑦所収の酒屋・土倉関係文書によると、馬上一衆は、馬上役が零落し難儀に及んでゐた時に、延暦寺西塔院の沙汰として器用を選び譜代の一衆を結んだことに始まり、至徳年中（一三八四―一三八六）以来のものであつた^⑧。この一衆は基本的には一二名からなり、各々の「下」に置いた洛中洛外の酒屋・土倉・味噌屋・風呂屋などから馬上合力銭を徴収して、祭礼の諸費用を下行してゐたようである^⑨。日吉小五月会の馬上合力銭は、この時期には日吉神人から徴収されるものであつたが、当時洛中洛外の酒屋・土倉において、山門系のものが占める割合が高かつたことを考えると、一衆の下に置かれた酒屋・土倉は相当数に及んでゐたと思われる。

一二名という数の一致や、「在京衆」中の半数近くが後に馬上一衆として確認できることから、幕府が明徳四年に洛中洛外の酒屋・土倉から役銭を賦課するにあたり、その徴収を委ねた「衆中」とは、この馬上一衆であつた可能性が高い。「土倉方一衆」とは、その幕府側からの呼称であろう。洛中洛外の相当数の酒屋・土倉に対する課役の徴収体制を持つ馬上一衆を、幕府が納銭の徴収に利用したということは十分に考えられ、その中でも有力な存在であつた禅住や正実、定光等が、公方御倉としても利用されたのである。全部で数件しかその下に持たない一衆があつたのに対して、禅住の場合、酒屋三八・土倉一八・味噌屋七・風呂屋一を下に持つており、その存在は一衆の中でも際だつたものであつた^⑩。

このように明徳四年令の成立以降一五世紀前半の段階では、幕府の納銭徴収は、日吉小五月会の馬上役を調達するための馬上一衆を土倉方一衆とし、その馬上合力銭徴収体制を利用する形で行われていたのである。そしてその一衆の代表的存在である禅住・正実等を公方御倉とし、そこに徴収された納銭を収納していたのであろう。この段階では幕府内での納銭方の管理体制は、まだ十分には整えられておらず、納銭の徴収・収納は全面的に土倉方一衆に委ねられたものと思われる。後に詳しくみるように、年間の役銭が明徳四年令の規定を大きく上回るだけでなく、各種行事における幕府要脚の調達が一衆に命じられることも多く、一衆がもつ馬上役徴収体制を利用することで幕府は、多額の費用を洛中洛外の酒屋・土倉から徴収することができたのである。

第二節 「納銭衆」補任制への転換

前節でみたように一五世紀前半の納銭徴収は、土倉方一衆に委任する形で行われていたのであるが、嘉吉元年（一四四二）八月の土一揆の蜂起とその後の徳政令は、納銭収入を一時停止させるほどの影響を及ぼした^⑩。これに対して幕府は、従来の納銭徴収方法を改め、政所寄人を派遣して洛中洛外の酒屋を書き上げ、一衆を除く酒屋に対しては奉行人奉書によって役銭を賦課し、奉行人の確認のもとでそれを正実等山徒の公方御倉ではなく、糶井の御倉に収納することとしたのであった^⑪。

これは幕府が、政所奉行人による納銭賦課対象の直接把握および納銭の直接徴収、それに將軍家直属の御倉とされる糶井の御倉^⑫への収納とすることによって、納銭収入を回復しようとしたものと言える。嘉吉元年一月には三三七ヶ所の酒屋から都合八八〇貫六〇〇文の納銭を徴収しているが、これもそのような徴収手続によるものであろう。その後も文安三年（一四四六）には、やはり政所寄人が手分けして日銭屋を書き上げており、翌年には日銭屋の質物の員数まで調べて、その本銭の一〇分の一を政所執事代等の確認のもとで御倉に収納している^⑬。同六年にも酒屋・土倉・日銭・味噌屋等の役

銭が同様に徴収されている¹⁹⁾。幕府はこうして土倉方一衆による納銭の徴収請負を止め、納銭を直接徴収することとしたのであり、それと同時に納銭の賦課対象も、日銭屋・味噌屋にまで拡大されたのである。

おそらく幕府はこれによって初めて、納銭の賦課対象となる酒屋・土倉等の実態や納銭収入の現実的な数字を把握したものとと思われる。しかし納銭の賦課対象は酒屋だけでも三〇〇件を超えるのであり、洛中洛外に出向いてのその実態把握と納銭の収納手続は、奉行人にとって大きな負担となつたに違いない。そこで幕府は改めて納銭の徴収・収納者を補任することとしたのであろう。次に掲げる史料が、それを示すものと考えられる。

〔史料2〕

洛中洛外諸納銭方事、早□□下知状、於「収納分」者、可致「執沙汰」、□「至拾分壹者、正実衍運可令領□」旨、可被「下知之由、所被「仰下」也、仍執達如件

宝徳三年四月廿五日

一階堂山城守殿²⁰⁾

沙弥(花押)

これは当時の管領畠山持国から政所執事二階堂忠行に対して、納銭方の収納分を下知状に従つて「執沙汰」し、収納分の一〇分の一を領掌するよう正実を下知せよ、との上意を伝えたものである。これによって正実は、自身の御倉に収納された納銭の「執沙汰」(保管・下行)を命じられるかわりに、その一〇分の一を得分として認められたのである。納銭の徴収については直接は触れていないが、これは幕府が正実を個人的に納銭徴収者として補任したものとみてよい。納銭方の実態を直接把握した結果を踏まえて、幕府は、土倉方一衆という組織を利用するのではなく、納銭徴収者を個別に補任することとしたのである。

この宝徳三年(一四五二)の時点では、納銭徴収権が与えられたのが正実のみだったのかどうか確定できないが、寛正五年(一四六四)末には正実一人に納銭徴収が命じられている²¹⁾。その後寛正六年(一一月)には正実が解任され、禅住・定

光・定泉等に「納銭方御倉」が仰せ付けられているが、翌文正元年（一四六六）閏二月には再び正実一人に納銭徴収が認められている。納銭徴収権は、正実ないしは禅住・定光・定泉等という一名から三名程度の者にしか与えられないようになったのである。このように納銭徴収者を数名に限定し、その得点を収納分の一〇分の一と明確に規定することによって、幕府は、それまで少なからず土倉方一衆に流れていたであろう中間得点を抑制し、幕府収入を確保しようとしたものと思われる。納銭徴収者の個別補任制は、正実等自身その一員であった土倉方一衆が集団として納銭徴収を請け負っていた段階とは、明らかに一線を画するものである。

そして禅住・正実・定光・定泉が納銭徴収者として個別に補任されるようになったのと同様にして、土倉方一衆の活動や用例はみられなくなっている（表2では9が最後の事例）。幕府の納銭徴収や酒屋・土倉支配は、それまでの土倉方一衆にかわって、個別に補任された納銭徴収者を通して行われるようになったのであり、そのために土倉方一衆は幕府にとって実質をなさなくなったのであろう。この時期以降の納銭徴収者は、「納銭方御倉」や「納銭方衆中」、「政所納銭一衆」、「納銭衆」などと呼ばれている。以下本稿では、一五世紀後半以降に幕府より個別に任命された納銭徴収者を便宜上、納銭衆と称し、一五世紀前半の納銭徴収の請負組織としての土倉方一衆とは区別しておきたい。

こうして一五世紀半ば過ぎから、納銭徴収は幕府が個別に補任した納銭衆によって行うこととされたが、しかし実際にはそれは困難であった。なぜならば、納銭衆が補任されるようになっても馬上一衆そのものが無くなったわけではなく、納銭衆となった禅住・正実等も依然として馬上一衆の構成員である以上、納銭徴収にあたって、酒屋・土倉等を各々の下に置く他の馬上一衆の存在を、無視することはできなかつたに違いない。正実が山門公人を使って納銭を催促して咎められた際に、一人で納銭徴収を行うのは困難であると嘆いていたり、大嘗会要脚が臨時に課された時に、馬上一衆が徴収した祭札費用の一部がそれにあてられていることなどは、納銭衆の下で馬上一衆が従来と同じように酒屋・土倉等からの課役を徴収していたことを物語っている。ここにいたって、従来の土倉方一衆（馬上一衆）が納銭衆の下部組織であるかの

ような状況が生じているのであり、おそらくは馬上一衆が実質的に崩壊してしまう応仁・文明の乱後まで、そのような状態が続いたものと思われる。

以上のように幕府の納錢徴収は、嘉吉の土一揆による納錢の停止・減少の後、幕府奉行人による直接徴収を経て、それまでの土倉方一衆に委任する形から、幕府が個別に納錢衆を補任する形へと改められた。実際の納錢徴収においては、納錢衆の下で従来の土倉方一衆(馬上一衆)がなお機能したとはいえ、幕府が収納分の一〇分の一という得点を伴う納錢徴収権を認められた納錢衆は、数名に限られるようになったのである。そのために納錢衆は特権的な地位となり、以後それをめぐる競望が幕府末期まで繰り広げられることとなる。

第三節 応仁・文明の乱以降の納錢徴収

応仁・文明の乱前の時期に納錢衆に補任された正実等は、乱後にも禅住以外は一衆として確認できる。文明五年(一四七三)八月には正実が御倉としてみえるとともに、義尚の元服要脚の土倉への賦課については定泉にその徴収が命じられており、翌年一〇月に定泉は一衆に召し加えられている。その後文明一三年正月頃より、義政と義尚はそれぞれ定泉・正実という別々の御倉を利用するようになるのであるが、文明一七年(一四八五)に定光が一衆に補任されると、それまで正実に収められていた義尚への進上錢が、定光に収められるようになっていく。定光の一衆補任に伴って公方御倉も代替されたものと考えられ、以後公方御倉が納錢衆を兼帯する場合は、將軍一代につき一人ずつであって、同時に複数の御倉兼一衆が存在した例はみられなくなる。

一衆に認められた収納分の一〇分の一という得点は、「御許物」あるいは「御免物」と呼ばれていたが、文明九年には、正実が近年御免物を下されないので迷惑していると陳情したのに対して、幕府は多数の者に御許物を認めれば公用が減少するとして、一衆の人数を抑えようとしている。文明六年に定泉が一衆補任を望んだときも、「於_二毎月御免物_一者、不可

「引給候」と、御免物の辞退を申し出ている。納銭収入の推移については後に詳しく紹介するが、応仁・文明の乱後のこの時期、納銭収入はかなり停滞していたのである。しかし乱の影響は単に納銭収入の減少のみにとどまるものではなかった。

馬上一衆が徴収する日吉社小五月会馬上銭の場合、従来馬上役を納めていた酒屋・土倉等が乱によって所々に散在してしまった上、婚姻・養子関係等を理由に他社の神人であると号して馬上役の賦課に応じようとしぬ者が多くなっていた。一衆自体、乱中には散在してしまい、乱後になって再興されたのであるが、結局馬上一衆の存在が確認できるのは文明年間頃までであり、明応二年（一四九三）には幕府の納銭衆である中村・沢村に対して、日吉社小五月会について難渋する酒屋・土倉中の譴責が命じられている。馬上一衆が各々の下の酒屋・土倉等から馬上役を徴収する体制は、この頃には機能し得なくなつたとみられる。

実質的には馬上一衆の馬上役徴収体制を利用するものである限り、幕府の納銭徴収についても状況は同様であつた。文明一七年（一四八五）七月の「幕府納銭定書案」によると、酒屋・土倉が幕府との縁や権門の推挙によって役銭の免除を画策し、そのために幕府の納銭賦課にしたがう者が減少して、臨時課役が度々に及ぶようになっていくという。乱後に新興の酒屋・土倉が幕府を含む諸権門と新たな関係を結ぶようになっていた中で、乱前からの納銭衆による従来通りの幕府の納銭徴収は、有効な方法ではなくなつてしまつたのである。

延徳―明応年間に正実等山徒の有力土倉の一衆ではなく、俗人の酒屋とされる中村・沢村・野洲井等が納銭徴収を行っているのは、幕府がそのような状況に対応したものとと思われる。義材の將軍就任直後の延徳二年（一四九〇）九月の段階で、「当御倉」の玉泉に対して、中村・沢村が「以前一衆」とされていることから、中村等は定光が一衆に補任された文明一七年（一四八五）八月以降の何時かの時点で一衆となつていたものの、義材の將軍就任後に玉泉が一衆となつたことで解任されたのであろう。その後再び明応四年（一四九五）頃から明応末頃まで一衆としての活動が確認できる。

『延徳二年將軍宣下記』^⑤に、「此兩人（中村・沢村）田中注、雖非御倉、納錢方之儀、近年依執沙汰如此」とあるように、彼等は公方御倉ではなかったが、毎月一定額の納錢を幕府に対して請け負うことになっていた。^⑥正実等が鎌倉期以来洛中土倉の代表的存在であった山徒の有力土倉であるのに対して、中村等はいわゆる「地下人」の酒屋・土倉の代表的存在である。応仁・文明の乱後に山徒の有力土倉の影響力が弱まったのを踏まえて、幕府は彼等に替えて「地下人」の酒屋・土倉の代表者を一衆として、納錢の徴収・収納を請け負わせることで、納錢収入の増額を図ったのである。

彼等は中村・沢村ないしは野洲井・沢村というように、二名ずつ一衆に補任されており、中村・野洲井は上京に、沢村は下京に在所があるのをみると、二名がそれぞれ上京・下京を分担して納錢の徴収を行っていたのであろう。表1—65にあげた納錢方の酒屋・土倉注文には、「納錢方」として都合七八貫三〇〇文分の役錢を納める六一件の酒屋・土倉が書き上げられている。中村・沢村が幕府に請け負ったのが毎月八〇貫文であったから、この注文は中村等の納錢徴収の対象となつた酒屋・土倉とほぼ一致するものと考えられる。中村等の納錢徴収の対象となつたのは、自身が所属する上京・下京の三〇件程の特定の酒屋・土倉に限られていたのである。幕府の納錢賦課対象としてはこの他に、直進の在所や、新たに賦課対象とされる新加のものがあり、「新加土倉酒屋役錢」は中西にその執沙汰が認められている。^⑦しかしそれらを加えても幕府の納錢賦課は、洛中洛外の酒屋・土倉全体には及ばなくなつていたのである。

そのような中で幕府は、役錢を免れようとする酒屋・土倉等についての禁令や、^⑧火事・新加・改宅の在所に対する納錢の賦課規定を定めるなど、納錢徴収体制の再建につとめていた様子が知られる。また一衆に対しても、納錢の賦課・徴収や幕府への進納、下行に関する条目を定めて、^⑨納錢の公平な徴収や、分限に応じた役錢を納めようとし不在所の幕府への注進等を義務付けている。この中で納錢の下行についても触れられていることから、当時の一衆は公方御倉ではなかつたものの、徴収した納錢の下行にも関与していたことが分かる。

一衆の一人であつた野洲井の執沙汰分についての下行注文では、毎月定期の下行の内訳を示すとともに、それ以外の臨

時の下行が命じられている。そこでは、「仍依^④臨時方數多、有^⑤過上^⑥時者、相^⑦談沢村^⑧相共致^⑨引違、以^⑩余分^⑪連々可^⑫引給^⑬者也」とあり、一月分の諸経費が納銭収納額を超えてしまう時には、一衆がその分を立て替えることとされているのである。政所執事代諏訪貞通が、一衆に命じた要脚が一向に下行されないのが、別の者に命じて相違なく下行されるようにしてほしい、と伊勢氏に要請している例もあるように、幕府要脚を要請に依じて下行することが、一衆に求められた役割の中でも特に重要なものであった。おそらく幕府が一衆に最も期待したのもこの点であり、毎月の定期の費用はもちろん、それを上回る雑費や年中行事等で不足する費用の立て替えを含めて、幕府の必要に応じていつでも要脚を下行できるかどうか、一衆に補任される条件となっていたに違いない。

明応年間は以上のように、新たな納銭衆の補任を中心として、幕府財源としての納銭方の立て直しが図られた時期であった。けれどもこれ以降は中村・沢村等のような御倉にあらざる一衆は確認できず、永正から天文年間前期にかけては、公方御倉の玉泉や正実が納銭徴収にあたっている^⑭。おそらく両者が競合する中で、公方御倉兼納銭徴収者の地位を得るために幕府への進納額の増加を申し入れたり、自身の得分を増やそうとして、彼等の納銭徴収は非常に厳しいものとなっていたのである。天文八年（一五三九）には「上下京地下人二十人」が、納銭を五〇〇疋から七〇〇疋に増加して正実に納めるので、正実による催促を止めてほしい、と幕府に訴えて認められている^⑮。これは、明応の頃のように「地下人」の土倉・酒屋の代表者による請負ではなく、納銭の賦課対象となっている土倉・酒屋の連合組織による、いわば納銭の「地下請」といふべきものである。

けれども翌年には、正実が一〇〇〇疋への加増を申し出たため、正実による納銭徴収が復活している^⑯。そして以後天文末まで、再び正実と玉泉が納銭徴収権をめぐる競争を続けたようである。冒頭にあげた史料Ⅰは、上下京酒屋中に対して納銭を正実に納めるよう命じたものであるが、それと同日付で、正実に納銭の執沙汰を命じる幕府奉行人奉書も出されている^⑰。その文中には、「今度玉泉宗英雖^⑱歎申^⑲之、云^⑳由緒、云^㉑忠節、旁於^㉒彼訴訟^㉓者、不^㉔能^㉕御許容^㉖上者」とある。

これ以前、幕府がいずれに納銭方を任せるかを決定しない間に、玉泉が納銭の催促に及ぶという事態になっていたのであるが、結局幕府は正実を採用し、それを酒屋中に示したのが史料1であった。これ以降、幕府が納銭方をどのように維持したのかは不明である。

- ① 以上、前掲の小野・桑山②・下坂各論文による。
- ② 下坂氏は六月としているが、氏が根拠とした史料は二月条と思われる。
- ③ 下坂前掲論文二四九頁。
- ④ 「室町幕府の商業政策」(『日本商業発達史の研究』所収、二八五頁、お茶の水書房、一九六九年)。
- ⑤ 桑山②論文二一三頁、下坂前掲論文三三二頁。
- ⑥ 「日吉社室町殿御社参記」応永元年八月七日条(『続群書類従』巻五四)。
- ⑦ 京都市歴史資料館編「叢書 京都の史料」四(一九九九年)。
- ⑧ 宝徳三年六月三日付「延暦寺西塔院政所集會事書安」(八瀬童子会文書)二五一、番号・文書名は前注刊本による。以下「八瀬」と略記する、長祿三年四月三日付「幕府奉行入奉書」(八瀬)二五四。
- ⑨ 永享・享徳年間「小五月会具足太刀々注文」(八瀬)二四〇、年月日未詳「日吉神人注文断簡」(八瀬)二三八―二四一、文明五年「小五月会下行注文」(八瀬)二八四)。
- ⑩ 前注文書「小五月会具足太刀々注文」(八瀬)二四〇に、「在京衆」内の宝聚房・善蔵房・正蔵房・正実房・禅住房が確認できるほか、善法房については善宝房・宝蔵房についても宝蔵院が確認できる。なお「譜代一衆」とはいえ、実際には「馬上一衆」の構成員に変動があったことは、同文書によって明らかである。
- ⑪ 年月日未詳「日吉神人注文断簡」(八瀬)二三八―二四一)。
- ⑫ 「齊藤基恒日記」嘉吉元年閏九月条。
- ⑬ 「齊藤基恒日記」嘉吉二年二月条。
- ⑭ 公方御倉の中でも榎井だけは一衆であった徴証がなく、また「倉奉行」とよばれるなど、榎井の立場は山徒土倉の公方御倉とは異なるものであった。そして将軍義政が榎井の御倉へ重宝を見に行っているように(『大乘院寺社雑事記』長祿四年四月日条・寛正三年四月日条)、この榎井の御倉には將軍家の宝物が収められていたのであり、桑山氏は、仏事要脚等にあてるための代物が、榎井の倉から出されていたことを指摘している。下坂氏はそのような榎井の倉を、將軍家に直属する本来の意味での公方御倉と位置づけている(前掲論文二三四頁)。なお榎井を「御倉奉行」としているのは『大乘院寺社雑事記』寛正三年五月一三日条。「満濟准后日記」応永二五年二月一五日条の「御蔵奉行榎道」、同三〇年二月六日条の「御蔵奉行榎入道」も榎井のことであろう。
- ⑮ 嘉吉二年六月日付「酒屋公事銭算用状」(『蜷川家文書』二九)。
- ⑯ 「齊藤基恒日記」文安三年二月条・同四年三月二日条。
- ⑰ 「齊藤基恒日記」文安六年四月一日条。
- ⑱ 「前田家所蔵文書」(『中世法制史料集』第二巻・室町幕府法・参考資料一六一)。
- ⑲ 「親元日記」寛正六年二月三日条。

- ②0 「斉藤親基日記」寛正六年二月三〇日条。
- ②1 「蔭涼軒日録」文正元年閏二月十五日条。
- ②2 「親元日記」寛正六年二月三日条。
- ②3 「左方馬上合力年行事記録」文正元年二月八日条（「八瀬」二五七）。この「年行事記録」にはその他にも、馬上合力銭を徴取する在所の検知（同年四月六・七日条等）や、他社神人と号する在所に山門公人を付け置いた記事（同年六月二六・二七日条）などがあり、応仁・文明の乱開始直前・直後の時期の「馬上二衆」の活動の様子を知ることができる。
- ②4 「親元日記」文明五年八月九日条。
- ②5 文明五年八月一日・二日付「幕府奉行入奉書」（「蜷川家文書」六五・六六）。
- ②6 「伊勢貞宗・清貞秀運署奉書」（「蜷川家文書」七二）。
- ②7 「親元日記」文明一三年正月三日条等。
- ②8 定光の一衆補任は六月二八日（「親元日記」）であり、七月九日には白山長吏より進上の義尚分二〇〇〇疋を正実が請け取っている（「同」）。その後七月一〇日付の「納銭方諸記録目録」（「蜷川家文書」一八六）があり、以後義尚分は定光に納められている（「親元日記」同年八月一日条など）。納銭方の諸記録の受け渡しの後、御倉が正実から定光に改められたのであろう。
- ②9 「結番日記」文明九年三月晦日条。
- ③0 文明元年五月三日付「政所方所望注進案」（「八瀬」二〇六）、文明一〇年六月付「馬上二衆申状案」（「八瀬」二八七）、年月日未詳「日吉神人在所書断簡」（「八瀬」三三五）など。
- ③1 前注「八瀬」二八七文書、「親元日記」文明一〇年六月三日条。
- ③2 明応二年二月九日付「幕府奉行入奉書案」（「八瀬」二九〇）。
- ③3 文明一七年七月付「幕府納銭定書案」（「蜷川家文書」一九二）。
- ③4 明応四年二月三日付「酒屋新加注文・明応七年一〇月一六日付「幕府奉行入奉書」（「蜷川家文書」三〇二・三三八）など。
- ③5 「続群書類従」巻六五七。
- ③6 明応五年正月三日付「中村定家・沢村定広運署書状」（「蜷川家文書」三一〇）。
- ③7 「地下人」については河内将芳「戦国期京都にみえる「地下人」について―室町幕府関係史料の分析を中心に―」（『史学雑誌』九四―四一九九三年）参照。
- ③8 「酒屋新加注文」・「酒倉味噌役免除在所注文」・「土倉酒屋注文」（「蜷川家文書」三〇二・三〇四・三〇五）。
- ③9 明応九年六月二八日付「足利義澄御判御教書案」（「賦草案之引付」一〇。番号は「室町幕府引付史料集成」上巻による）。
- ④0 室町幕府追加法三二五。
- ④1 室町幕府追加法三二六・三二七・三二八。
- ④2 明応六年四月付「納銭地下有目算用定書」（「蜷川家文書」三二〇）。
- ④3 明応六年八月付「毎月納銭執沙汰野洲井分定下行注文」（「蜷川家文書」三三〇）。
- ④4 年未詳月日付蜷川親孝宛「諏訪貞通書状」（「蜷川家文書」三三三）。
- ④5 「蜷川親孝日記」永正一三年九月一〇日条、大永二年一〇月一日条など。
- ④6 「大館常興日記」天文八年二月二六日条。
- ④7 「大館常興日記」天文九年三月二日条、四月二八日条。
- ④8 「蜷川家文書」六三九。
- ④9 天文二二年二月二九日付「正実坊掟運書状」（「蜷川家文書」六三二七）。

第三章 幕府経済構造における「御料所」納銭方の位置づけ

第一節 定期的納銭収入の用途およびその推移

ここまでは納銭方の指す意味や、納銭徴収方法の変遷について検討してきたが、最後に室町幕府の「御料所」としての納銭方について、その用途や収入の推移など、幕府経済構造における位置づけについて考えておきたい。

納銭の下行例を検討した下坂氏は、納銭が明徳四年令の通り「政所方年中行事要脚」、すなわち政所を家政機関とする將軍家の年中行事要脚にあてられており、將軍家の諸要脚捻出のために収納された將軍家独自の財源であって、その本来の用途はきわめて限定されていたものであったとした。しかし実際には納銭の用途は必ずしも將軍家の年中行事に限られてはいなかったと思われる。まずは納銭の用途について、改めて確認していきたい。

「政所方年中行事要脚」の内として年間六〇〇貫文の進納を定めた明徳四年令においては、「毎月々別沙汰」とあるように、納銭は毎月一定額が進納されることになっていた。月々の納銭の用途については、いくつかの納銭算用状^①から知ることができ、それによれば、毎月朔日御祝代や、炭・油・紙といった雑費、「御行器物」と称する女房衆への配当、同朋衆・御末衆等への月宛等が納銭から下行（支出）されており、嘉吉・文明・明応・永正のいずれにおいてもその下行内容はほぼ共通している。そこにみられるような將軍家の日常的経費や政所年中行事、將軍家に仕える女房・同朋衆等への給分などが、納銭の本来の用途と考えられ、それは幕府課役としての土倉酒屋役成立以降戦国期にいたるまで、変わることはなかったのである。

表3は、表1にあげた納銭方の用例の中から下行に関連するものをまとめたものであるが、この中で、政所内談始・内評定始の一献料（表3―3・5―7・9）、節季要脚・盆料（表3―18・21）や、將軍家に仕える同朋衆等への御訪・月宛

表3 「納銭方」からの下行に関する事例

No	年月日	用 例	出 典
1	至徳1・7・4	東寺荒垣以下要脚5貫文を納銭の内を以て寺家雑掌に渡すよう御倉に命ず	東寺百合文書
2	永享2・10・20	大館上総入道、納銭方にて4350貫文分借用	御前落居3
3	文安6・6・26	内談一献料として2000疋納銭方より下行	基恒
4	康正2・8・29	河上諸閥停廢使館へ納銭方より2000疋給わる	基恒
5	寛正2・1・26	政所内評定始一献料1000疋を納銭方より下行	政所内評定記録
6	寛正3・1・26	政所内評定始一献料1500疋を納銭方より下行	政所内評定記録
7	寛正4・1・26	政所内評定始一献料1500疋を納銭方より下行	政所内評定記録
8	寛正4・12・26	普広院御月忌料、不足を納銭方に命じるか	蔭涼軒
9	寛正6・1・26	政所内評定始一献料1500疋、御倉より納銭方を以て下行	政所内評定記録
10	寛正6・5・25	慈恩殿御訪の内残2000疋、折紙方遅々により先ず納銭を以て渡し遣わすべきか	親元
11	文正1・3・17	供御衆并通等御訪として30貫文宛納銭方奉行す	親基
12	文明16・11・22	銭通事御訪、納銭減少によりその儀無し	蜷川家172
13	文明17・6・15	御戒師御施物10000疋、納銭方を以て渡す	親元
14	延徳2・6・9	義材將軍宣下要脚、先々の如く納銭方臨時役を以てその沙汰あるべき旨仰せ出さる	將軍宣下記
15	延徳2・⑧・3	同朋衆四人御月宛として、毎月200疋宛納銭の内を以て下行すべき由仰せ出さる	蜷川家275
16	大永1・8・30	公方様御長絹下御調進、下行は納銭の内	親孝
17	天文3・11・7	上様御服、先規は納銭方の内を以て調進す 供御方、上様御分は納銭方か 御女房衆御行器物、納銭方餘慶の時は給わる 御既者両三人御月宛、近年は納銭の内より下す 節季御用脚、先規の如く納銭方へ臨時に懸ける	蜷川家512
18	天文7・12・6	御作事方御事始料、納銭方へ先ず仰せ合わすか	親俊
19	天文9・1・5	御弟若公様供御方、納銭方の内で下行すべきか	常興
20	天文9・2・8	盆御水向要脚、納銭方にて借用し參らすべきか	常興
21	天文9・7・9	御直垂要脚、無沙汰を納銭衆兩人に申し付く	常興
22	年未詳・2・2	御神事御神馬、納銭方を以て勤めるべし	蜷川家332
23	年未詳・9・13	天下御祈禱の事、納銭方を以て申し付くべし	八坂神社文書213
24	年未詳・5・7		八坂神社文書310

出典については、表1と同様に略記した。

（表3―12・15・17）などは、納銭本来の使途である。また將軍家の衣食は供御料所・御服料所によって支えられていたが、將軍御台の分は納銭方から下行されていたらしい（表3―17）。その他、幕府が派遣した使節や將軍の伊勢參宮への隨行者への御訪、それに小規模な將軍家仏事・儀式等の費用としても、納銭が下行される場合があったことが分かる（表3―4・8・10・11・16・19・20・22）。これらは毎月決まって納銭から下行されるものではないが、日常の中で随時必要となる多少の費用も、納銭の内から支出されることが多かったであろう。

このように毎月の定期的な課役としての納銭は、將軍家の日常的経費や政所年中行事要脚、それに將軍家に仕える女房や同朋衆等への給分といったと

ころの財源とされ、他にも随時必要となる小規模の支出にあてられていたのであった。直轄所領である御料所の年貢が將軍家の衣食等にあてられていたのと同様、納錢方も「御料所」として、將軍家の日常生活に不可欠な費用の財源とされていたのであり、幕府経済における最も根幹的な部分を支えていたと言える。

そのような毎月の納錢収入については、断片的ながらある程度その推移を追うことができる。明徳四年令の規定によれば月五〇〇貫文ということになるが、実際にはその通りではない。まず永享二年（一四三〇）には、年間一一〇〇〇余貫が大方殿（義教室）・女中方へ京中諸土倉から進上されていると言われており、この頃には明徳四年令の規定を大幅に上回る納錢が納められていたらしい。その後、嘉吉の変後の嘉吉元年（一四四二）一月には、酒屋三二七ヶ所に対する一所別二貫八〇〇文宛（新加二五ヶ所は半公事）の賦課によって、都合八八〇貫六〇〇文の役錢が進納されている。これは土一揆の蜂起によって徳政を発令したことで納錢収入が一時的に停止したため、それを補うための臨時課役が酒屋に課されたものと考えられるが、この時の納錢の内の六三七貫七三文が、同年一月から翌年二月までの三ヶ月分の諸経費（朔日御祝并御炭代・御油代・御女房達御行器物・大御所様参御月宛と、年末年始の諸費用）とされている。これらのことからすると、一五世紀前半の毎月の納錢収入は、明徳四年令の規定の毎月五〇〇貫文を上回って一〇〇〇貫文近くにも及んでおり、嘉吉の土一揆により納錢収入が停止した直後でも、一ヶ月分として二〇〇貫文程度が確保されていたと思われる。

しかし応仁・文明の乱後になると納錢収入はかなり停滞し、文明七年（一四七五）正月分は「当構并西陣下陣」で四一貫余、「刃土分」で二六貫（前年二月の臨時懸等を含む）となっている。その後明応五年（一四九六）には毎月八〇貫文が中村・沢村によって請け負われ、納錢収入はやや回復したが、この時点で納錢の徴収対象となる酒屋・土倉が六〇余軒に限定されていたことは先にみた。その後永正六年（一五〇九）正月の段階では再び減少し、酒屋役の収納分が上京・下京合わせて一五貫一〇〇文となっている。

さらに天文八年（一五三九）にいたると、上京・下京の「地下人」二〇人から七貫文、翌年の正実からの加増の申し入

れでも一〇貫文と、納銭収入、徴収対象ともに、一五世紀前半とは比較にならないほどに減少してしまっている。これは天文五年の「天文法華の乱」による上京・下京の焼亡が大きく影響したのであるが、わずか一〇貫文程度の納銭では、將軍家の日常的経費や政所年中行事の費用にも事欠いたことは当然であり、何ヶ月も「御行器物」を下されないうで困窮している女房たちもあった^⑧。もはや納銭方は、「御料所」として十分な収入を得ることができなくなっていたのである。

第二節 「御料所」納銭方への臨時課役

毎月の定期的課役としての納銭の使用については、以上にみてきたとおりであり、本来日常的な諸経費を中心とする納銭の支出は、その一つ一つについては比較的小規模なものであったと思われる。その中で、表3にあげた納銭方からの下行事例において、仏事・將軍元服等の將軍家行事（表3―13・14）や、祇園社祭祀（表3―23・24）など、比較的まとまった費用を要する行事にも納銭が下行されていることは注目される。そして明徳四年令では酒屋・土倉への臨時課役・閏月役を否定しているが、実際には表4に示したような臨時課役が賦課あるいは検討されているのである。その中には、八朔・節季等の政所年中行事（表4―11・12・14）や將軍家雑費（表4―7）といった納銭本来の用途にあたるものも含まれているが、仏事・將軍元服等の將軍家行事（表4―2・4・6・8・9・10・17）や、内裏修理・仏事等の朝廷関係費用（表4―13・15・16）、寺社祭祀費用（表4―3）、兵庫嶋修理や唐船糧米（表4―1・5）など、数一〇貫単位のまとまった費用を要する臨時課役も多くみられる。納銭は、その本来の用途については確かに限定的であったが、臨時課役まで含めると、かなり幅広い用途にあてられていたのである。

酒屋・土倉等に対する臨時課役が多くなるのは、一五世紀半ば以降であるが、一五世紀前半には、土倉方一衆が幕府の様々な費用の調達に利用されている。例えば永享五年（一四三三）には、兵庫嶋修理が土倉方一衆の代表的存在であった正実・定光に命じられるとともに、兩名が兵庫の代官とされている^⑨。これは、本来は兵庫関の代官が行うべきでありなが

表4 土倉酒屋への臨時課役

No	年月日	臨時課役の内容	出典
1	永享2・10・10	大方殿・女中方年中要脚として11000貫土倉別進上	滴濟
2	永享5・⑦・11	八朔以下計会につき定光に所用を命じるが承引せず、自余の土倉より3万疋借用	滴濟
3	永享6・2・25	唐船糶米・公方兵庫下向等費用を洛中土倉役に沙汰	滴濟
4	文安6・4・17	義政元服要脚として、土倉役600貫文を申し付ける	基恒
5	享徳4・4・22	賀茂祭惣用を徳政分一銭により下行するよう定めるが、分一々々未進により、俄に酒屋土倉に借り召す	康富記
6	寛正4・8・29	勝智院仏事料として土倉酒屋味噌屋より500貫文進上、正実・定光・善住・定泉は各1000疋を進上	藤涼軒
7	寛正5・6・2	兵庫島修理を正実・定光に命じるが、叶わざる由申す	藤涼軒
8	文明5・8・16	義尚元服要脚として酒屋土倉懸銭を課す	蜷川家65
9	文明6・12	義尚雑費として辺土の土倉酒屋に臨時的懸銭を課す	蜷川家78
10	長享3・6・6	将軍家仏事要脚の不足分として下京酒屋土倉よりの借用を検討	藤涼軒
11	延徳2・8・30	義材将軍宣下要脚として洛中酒屋土倉より3万疋進納、不足分に嵯峨谷酒屋役銭を借用	蜷川家275
12	明応3・11・14	義高元服要脚として酒屋土倉役を課す	蜷川家293
13	永正1・12	節季要脚として御倉より78貫文余引き替える	蜷川家375
14	大永2・7・21	八朔費用として懸銭を課す	親孝
15	天文7・4・5	禁裏仏事への香銭として地下より万疋借用	親俊
16	天文7・12・6	節季要脚として納銭方へ臨時に懸銭を課す	親俊
17	天文9・5・26	禁中御修法要脚として地下蔵方より5000疋借用	常興
18	天文10・8・11	内裏修理料として京中上下倉方への懸銭を検討	常興
19	天文11・2・21	将軍家祈禱料として京中諸土倉へ懸銭を課す	親俊

・出典については、表1と同様に略記した。

ら無沙汰となっていた兵庫嶋修理を、正実・定光に命じるかわりに、兩名には関の代官職を与えて、その得分によって修理費用の返済にあてたものと考えられる。兵庫嶋修理の当座の費用を、豊富な財力を持ち、資金調達能力にも長ける正実・定光に用立てさせたのである。

この他、土倉方一衆の本来の職務である日吉小五月会馬上銭の徴収に加えて、応永初期には祇園会の馬上銭もこの一衆から祇園社に送られるようになり、嘉吉年間までには賀茂祭の費用も「蔵方」の沙汰となっている^⑩。一五世紀前半にはこのように、公共事業や祭礼などの費用が、土倉方一衆を通じて調達されていたのであり、大規模な造営事業・儀式等は段銭や守護出銭によって調達されていたが、それ以外の幕府要脚の中で、土倉方一衆によって調達されるものは相当部分を占めていたと思われる。

しかしこの時期にはまだ、土倉方一衆によって調達される幕府要脚が、酒屋・土倉に対する臨時課役としての直接的な形をとっている例は確認できない。表4

—1—では唐船糧米および義教の兵庫下向費用を、洛中土倉役として調達しようとしているが、この時管領細川持之は、「但兵庫御下向等事、可_レ申沙汰」條、一衆中事、定可_レ爲_レ無_レ故実歟、然者爲_レ御料所分、雖_レ爲_レ何仁、於_レ用脚等_レ者、被_レ仰_レ付一衆中、以_レ兵庫年貢可_レ被_レ返付_レ歟」との意見を述べている。すなわち、將軍の兵庫下向等の費用を一衆中が調達するのは故実のないことであるので、要脚についてはとりあえず一衆中に進納させ、そのかわりに兵庫を御料所分として一衆を代官とし、その年貢を以て要脚を返付することにはどうか、というのである。前年に兵庫嶋修理を正実・定光に命じるかわりに関の代官職を与えたのは、これと同様のことだったのであろう。この段階ではまだ、酒屋・土倉に対して直接に臨時課役を賦課することが躊躇されているのであつた。

酒屋・土倉に対する臨時課役が明確な形で表れるようになるのは、一五世紀半ば以降、嘉吉の変後から応仁・文明の乱前にかけての時期である。この時期は、毎月の納銭収入の減少に加えて、諸家から進上される折紙銭の未進、あるいは御料所年貢の無沙汰など様々な要因が重なって、幕府の経済状況が悪化していたと思われるが、これに対して幕府は、徳政分一銭徴収などの様々な対策を取っている。臨時課役についても幕府用途の段銭が賦課されるようになっており、おそらくそのような中で納銭方にも將軍家行事の費用が臨時課役として賦課されたのであろう。以前から一衆が調達していた賀茂社祭祀や兵庫嶋修理の費用だけでなく、義政元服要脚や勝智院仏事料といった、將軍家行事の費用も賦課されるようになってきている（表4—2・3・4・5）。

嘉吉元年の酒屋に対する臨時の賦課では八八〇貫余が進納されていたが、この時期の臨時課役では五〇〇貫ないしは六〇〇貫という数字が確認できる（表4—2・4）。嘉吉以降徳政の影響があつたとはいえ、応仁・文明の乱前には、酒屋・土倉に対する臨時課役によって、幕府は一度に五〇〇—一〇〇〇貫近い収入を得ることができたのである。全体として御倉要脚が不足し、段銭の賦課も度重なつていた中で、幕府の直轄財源である納銭方は、その本来の用途である將軍家の日常的経費に加え、將軍家行事等臨時の費用についても、一度にまとまった収入を得られる貴重な財源となつていたのであ

る。

これ以降幕府用途としての酒屋・土倉への臨時課役は珍しくなくなり、応仁・文明の乱後にも義尚・義高の元服要脚や義材の將軍宣下要脚、仏事要脚等がみられる(表4-6・8・9・10)。戦国期になると、毎月の納銭収入そのものが減少したこともあり、納銭の本来の使途である將軍家の年中行事に要する費用さえ、臨時に賦課されている(表4-11・12・14)。明応六年に幕府が納銭衆に対して示した条目の中に、毎月の臨時費用の他に、盆料・八朔料・亥子料・節季料について、幕府に注進の上でその指示によって賦課すべきことを定めた項があり、これによってこれらの年中行事のための臨時課役は、ほぼ恒例化していったものと思われる。納銭の本来の使途として毎月の役銭から下行されていた、將軍家の衣食や年中行事の費用を、臨時課役として酒屋・土倉に賦課しなければならなくなっていった点に、戦国期の納銭収入の停滞がよく表われている。

天文年間には、内裏修理等の朝廷関係費用にも納銭の賦課が検討されているが(表4-13・15・16)、本来ならばこのような費用は国役を財源とするものである。しかしその度重なる賦課が困難となっていたために、酒屋・土倉への臨時課役に頼らざるを得なかったというのが実情であろう。幕府経済全体が低迷する中で、幕府直轄財源としてその重要性が高まっていたものの、毎月の納銭収入さえ十分ではなくなっていた納銭方は、もはやかつてのように幕府要脚の調達に応える存在ではなかったのである。

以上、納銭収入の用途やその推移、納銭方への臨時課役について検討してきた。「御料所」納銭方は、本来は將軍家の日常的経費や政所年中行事の費用等にあてる財源であったが、一五世紀半ば以降に臨時課役が賦課されるようになると、その用途は將軍家行事や神社祭礼、朝廷関係費用にまで及んだ。毎月の納銭収入は、一五世紀前半には明德四年令の規定を大きく上回り数一〇〇貫文に上っていたが、嘉吉の土一揆の影響により減少した後、さらに応仁・文明の乱によって大幅に落ち込み、以後も京都を舞台とする戦乱や徳政が続いたことで、本来の使途にさえ事欠くほどになっていったので

ある。

- ① 『蜷川家文書』二九・七五・七八・三三〇・三七七・三九九など。
- ② 『満濟准后日記』永享二年一〇月四日、同一〇日条。
- ③ 嘉吉二年六月日付「酒屋公事銭算用状」（『蜷川家文書』二九）。
- ④ 「納銭算用状」（『蜷川家文書』七九）。なお「当構」とは、応仁・文明の乱開始後までもなく室町殿を中核として構築された東軍の本拠地で、「御構」・「東構」などと呼ばれた、小川以東・烏丸以西・寺の内以南・一条以北の地域のほとんどを含む領域のことであろう（高橋康夫『京都中世都市史研究』第四章第一節「応仁の乱と都市空間の変容」二九二頁、思文閣出版、一九八三年、論文初出は一九八一年）。
- ⑤ 明応五年正月三〇日付「中村定家・沢村定広連署書状」（『蜷川家文書』三三〇）。
- ⑥ 永正六年正月付「酒屋役算用状」（『蜷川家文書』三九九）。
- ⑦ 『大館常興日記』天文八年二月二十六日条。
- ⑧ 『大館常興日記』天文九年三月二日条、四月二八日条。
- ⑨ 『大館常興日記』天文九年四月三日・同年九月四日条。当時の幕府経済状況については、拙稿「戦国期室町幕府の御料所支配」將軍義晴期を中心に」（『年報中世史研究』二四、一九九九年）を参照。
- ⑩ 永享五年五月二八日付「幕府奉行人奉書」（『東大寺文書』）。
- ⑪ 瀬田勝哉「中世の祇園御霊会」（『洛中洛外の群像』所収、二七〇頁、平凡社、一九九四年、論文初出は一九七九年）。
- ⑫ 「建内記」嘉吉二年四月八日条。
- ⑬ 『満濟准后日記』永享六年二月三日条。
- ⑭ 市原陽子「室町時代の段銭について（一）」（『歴史学研究』四〇四、一八頁、一九七四年）。
- ⑮ 明応六年四月付「納銭地下有目算用定書」（『蜷川家文書』三三〇）。

おわりに

従来納銭方とは、納銭 \parallel 酒屋・土倉等諸商売役銭の収納にあたる幕府機関ないしは幕府に納銭の収納を請け負う機関とされてきた。しかし納銭方とはそのような何らかの機関ではなく、一つの幕府財源としての納銭そのものや納銭の出納ルート、場合によっては、納銭の賦課対象である酒屋・土倉のことを指す語であった。納銭方が「御料所」と表現される場合、それは納銭そのものないしはその賦課対象としての酒屋・土倉を指していたと考えられる。

その「御料所」納銭方に対して幕府は、一五世紀前半には山徒の有力土倉からなる既存の組織を土倉方一衆として納銭徴収に利用し、またその資金調達能力や豊かな財力に依存して、納銭以外の様々な幕府要脚も彼等を通じて徴収していた。

この時期の安定した幕府経済の一端は、このような納銭方支配によって支えられていたのである。

しかし嘉吉の土一揆以降納銭収入が停止・減少すると、幕府は奉行人による納銭方の直接把握に乗り出し、その後は収納分の一〇分の一という得点を伴う納銭徴収権を数名の納銭衆にのみ認め、それを個別に補任するようになった。これによって納銭衆は特権的な地位となり、競望の対象となるのであるが、一五世紀後半以降戦国期にいたるまで、幕府はこの一衆を度々交替させることによって、戦乱や土一揆の影響によって減少していく納銭収入の維持を図ったのであった。

このようにして徴収された納銭の本来の用途は、將軍家の日常的経費や將軍家に仕える女房衆・同朋衆等への給分、政所年中行事の費用などであったが、嘉吉年間以降、このような毎月定期の課役以外に臨時課役が賦課されるようになる。將軍家行事を始めとする幕府用途や寺社祭礼、朝廷関係費用まで納銭が用いられるようになったのであった。けれども戦国期になると納銭の賦課対象となる酒屋・土倉の件数も、また納銭の徴収額も、相当に減少してしまい、本来の用途さえ不足するようになって、納銭方は「御料所」としての機能を十分に果たすことができなくなってしまったのである。

これまで納銭方は、年間一〇〇〇余貫に及ぶという納銭収入や、將軍元服要脚としての六〇〇貫文の臨時課役など、その額の大きさによって幕府経済における重要性が論じられてきた。しかし以上のような本稿での成果を踏まえるならば、納銭方は、將軍家の日常的経費や政所年中行事の費用にあてる幕府財源であるという点においてこそ評価されるべきである。それらは將軍家の衣食等とともに、將軍家や政所の日常的運営に不可欠な費用であり、そのような幕府経済の根幹に関わる部分を支える直轄財源であったからこそ、納銭方は、直轄所領とならんで「御料所」と認識されたのに違いない。逆に言えば、將軍家や政所の日常的経費にあてる財源こそが「御料所」なのであり、酒屋・土倉役の成立は、幕府にとって最大の「御料所」の獲得だったのである。

かつて室町幕府の経済構造を検討した桑山氏は、幕府権力の根幹は將軍と守護・地頭との関係にあるとして、経済的にもそれが果たす役割、すなわち守護出銭や地頭御家人役を重視した^①。確かに地頭御家人役は、將軍家に仕える小舎人・雑

色等の給分や修理替物要脚として、將軍家經常費の一部を支える財源であったが、將軍家や政所の日常的運営に不可欠な費用は、桑山氏が重視した守護・地頭に対する課役ではなく、「御料所」によって支えられていたのであり、それは戦国期にいたるまで変わることがなかった。幕府経済構造における「御料所」のこのような位置づけは、決して過小に評価されるべきではない。

また幕府の納銭方支配は、納銭徴収方法や納銭方への臨時課役という点で、一五世紀半ば過ぎに大きな変化がみられたのであるが、この時期は、一五世紀前半の幕府の安定を支えた「幕府―守護体制」が変質していく時期でもあった。幕府からの守護の自立化傾向の強まりにより、將軍権力は、政治機構や軍事力だけでなく、経済基盤という面においても、その直接的基盤の整備を迫られたはずであり、そのような中で「御料所」支配の再編・強化が進められたと考えられる。納銭方支配にみられる変化はその一環を示すものであろう。「幕府―守護体制」の変質が、幕府の経済構造にどのような影響をもたらし、それに伴って「御料所」の位置づけはどのように変化していったのか。今谷氏が「擬似直轄料所」とした五山禅院領も含めて、幕府の「御料所」支配全体の変化を検討することで、室町期から戦国期への幕府権力構造の変質の一端を明らかにすることができると考えるが、それについては今後の課題としておきたい。

① 桑山前掲論文三二―三三頁、「室町幕府経済の構造」（永原慶二編 六五年）。

『日本経済史大系』二・中世所収、二二三頁、東京大学出版会、一九

『付記』 成稿後、早島大祐氏より「戦国時代の土倉酒屋役と室町幕府」（『年報中世史研究』第二六号、二〇〇一年五月）が発表された。本稿第二章と非常に関わりの深いものであり、本文中に参照できなかつたことをお詫びするとともに、合わせてご参照されるようお願い申し上げます。

The System and the Position of *Nassenkata* 納錢方 as one of
'*Goryosyo* 御料所' on Muromachi Bakufu Finances

by

TANAKA Junko

The *Nassenkata* 納錢方 of the Muromachi Bakufu designates the system where the Bakufu or its component organizations collected business taxes *Nassen* 納錢 (*Nassen* is the business tax on pawn brokers *Doso* 土倉, sake brewers *Sakaya* 酒屋 and other financiers throughout the capital). However further investigation reveals that *Nassen* designates either a tax on pawn brokers and sake brewers, or these entities themselves.

In the beginning, the duty of collecting *Nassen* was entrusted to an existing organization of *Doso*. It was called '*Dosokata-Issyu* 土倉方一衆' and composed of about twelve influential *Doso*. But after the decrease of *Nassen* income under the influence of the Rural League Uprising in the Kakitsu period, *Nassen* was collected directly by the staff of the *Mandokoro* 政所 in the Bakufu. Then, only some *Doso* or *Sakaya* were permitted to collect *Nassen* for profit. I want to call them '*Nassensyu* 納錢衆' to distinguish them from from *Dosokata-issyu*. After that, being a *Nassensyu* became a privileged position for *Doso* and *Sakaya*, and the leaders of the Bakufu often changed *Nassensyu* to keep the *Nassen* income as high as possible.

Monthly *Nassen* income was spent on daily necessities or annual events for the Shogun family. The domains under the direct control of the Bakufu were called *Goryosyo* 御料所. Their income also was mainly spent on food and clothing for the Shogun family. Additionally *Nassenkata* was an indispensable source of income for daily management of the Shogun family and the *Mandokoro* and so, *Nassenkata* was also called '*Goryosyo*'. In the middle of the 15th century, the 'Muromachi Bakufu-Military Governors's System 室町幕府一守護体制' began changing its form. Extra taxes were laid on *Doso* and *Sakaya* and the importance of *Nassenkata* rose, especially after the war in the Ohnin-Bunmei period.